

特定支援事業の目的

障がい者等が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うことを目的とします。

特定支援事業の運営方針

1. 利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
3. 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。

沿革

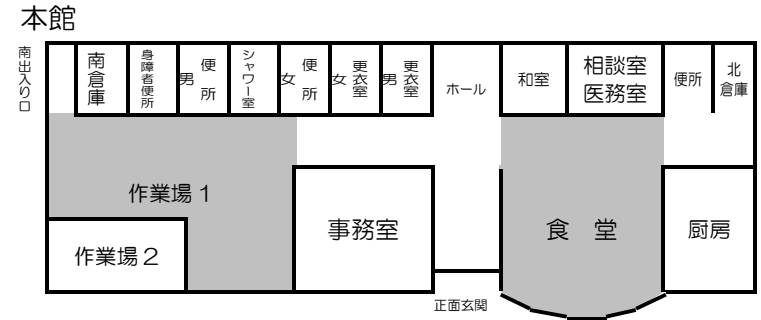
- 1986年 6月 知的障害者の養護学校卒業後の進路などについて悩みを持つ親が集まり、話し合いを持つ。この集まりを「梅の会」とし以後、作業所作り運動を続けていく。
- 9月 「梅の会作業所」をささえる会 発足
- 1987年 3月 あかつき授産所の敷地内に「梅の会作業所」開所
- 1989年 11月 小規模作業所 みゆき広場落成式（新築移転、名称変更）
- 1994年 12月 社会福祉法人 歓びの園認可を得る
- 1995年 8月 知的障害者通所更生施設 みゆき広場 開所
- 2009年 3月 新館作業場棟 完成
- 2009年 11月 障害福祉サービス事業所 生活介護事業へ移行
- 2013年 12月 指定特定相談支援事業所 みゆき広場 開所

◆ 職員構成 ◆

管理者
相談支援専門員

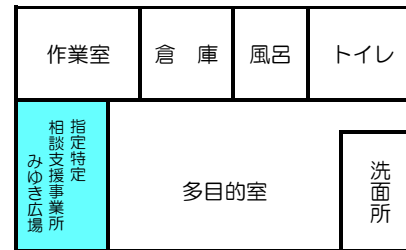
1名（相談支援専門員兼務）
2名

事業所の概要・平面図



* ■は床暖房完備 587.64㎡ 鉄骨平家建

旧館



135.39㎡ 木造平家建

新館（増築作業場棟）



84.64㎡ 鉄骨平家建

MAP



指定特定相談支援事業所

みゆき広場



敷地 2370.1㎡

事業所番号 3431500226

〔所在地〕〒720-0002 福山市御幸町下岩成 248-1

〔TEL〕 (084) 955-2081

〔FAX〕 (084) 955-2089

〔URL〕 <http://www.yorokobinosono.net>

〔Eメール〕 mail@yorokobinosono.net

職員の職務の内容

◇管理者

職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。

◇相談支援専門員

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般の相談業務及びサービス等利用計画作成に次の業務を行います。

- ・アセスメントを実施すること。
- ・サービス等利用計画書を作成すること。
- ・サービス等利用計画書を利用者へ交付すること。
- ・モニタリングを実施すること。
- ・他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- ・その他必要な相談及び援助。

◇嘱託医師

嘱託医師は、必要な医療相談を行います。

営業日及び営業時間等

事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりです。

◇営業日 祝祭日を除く月曜日～金曜日
第1第3土曜日及びその他法人の定める日

◇営業時間 月曜日～金曜日（8：20～17：20）
土曜日（8：20～15：20）

◇サービス提供日 祝祭日を除く月曜日～金曜日
第1第3土曜日及びその他法人の定める日

◇サービス提供時間 月曜日～金曜日（8：20～17：20）
土曜日（8：20～15：20）

ご利用いただける方

◇指定計画相談支援を提供する主たる対象の方は、主に知的障がいの方と身体障がいの方（18歳未満の者を除く）です。

実施地域

◇通常の事業の実施地域は、原則福山市の全域です。

受領する費用の額等

◇法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者から法の規定により算定された計画相談支援給付費の支払いを受けます。

◇通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収します。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収します。

* 通常の事業の実施区域を越えた地点から走行距離1kmにつき30円（燃料費＋諸経費）

◇交通費等の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

◇全項目の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付します。

本館



旧館



新館



門柱



指定計画相談支援の提供方法及び内容

◇サービスの提供方法の説明

- ・利用者の立場に立って懇切丁寧に説明します。

◇アセスメントの実施

- ・支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
- ・居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。

◇サービス等利用計画案の作成

- ・アセスメントに基づき、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載します。
- ・サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者の同意を得ます。
- ・サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者に交付します。

◇サービス等利用計画の作成

- ・支給決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求めます。
- ・サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ・サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。

◇モニタリングの実施

- ・利用者及びその家族、福祉サービス事業所等との連絡を継続的に行い、期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、その結果を記録します。
- ・モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス事業所等との連絡調整や、その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要な場合には、申請の勧奨を行います。

◇相談支援の提供方法等の便宜に附帯する便宜

- ・前項に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行います。